

7月1日から

国民年金保険料

免除申請の受付が始まります

保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金やいざというときの障害基礎年金・遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。失業や所得が少ないため、国民年金保険料を納めるのが困難な人は、免除制度や納付猶予制度がありますのでご利用ください。

制度の利用を希望する場合は、お早めに市民課年金保険係又は市民福祉課で手続きをしてください。

なお、平成21年度に全額免除又は納付猶予が承認された人（失業等による免除の特例認定者を除く）で、継続審査を希望している場合は、平成22年度の申請は必要ありません。後日、年金事務所から郵送される通知で結果を確認してください。

保険料免除制度

対象 本人（学生を除く）・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の人
承認期間 7月から翌年6月

若年者納付猶予制度

対象 30歳未満（学生を除く）で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の人
承認期間 7月から翌年6月

学生納付特例制度

対象 学生で本人の前年所得が一定額以下の人
承認期間 4月から翌年3月
退職（失業）による特例

申請する年度又は前年度において退職（失業）した場合は、特例で退職者本人の給与所得については審査が不要となります。配偶者や世帯主が退職した場合も対象です。た

だし、配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは保険料免除が認められない場合があります。

持参するもの

- ① 年金手帳
- ② 印鑑
- ③ 平成21年度又は平成22年度に失業した人は、雇用保険受給資格者証又は雇用保険被保険者離職票等の写し
- ④ 学生の場合は、新学年の学生証（コピー可。ただし、有効期限が裏面記載の場合には両面のコピー）又は在学証明書
- ⑤ 平成22年1月2日以降に本市に転入した人は、1月1日の住所地での所得証明書（控除の内記入）



免除の所得基準額

	所得基準額	月額保険料 (平成22年度)
全額免除・若年者納付猶予	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円	0円
4分の3免除	78万円+(扶養親族等の数×38※万円)+社会保険料控除等	3,780円
半額免除	118万円+(扶養親族等の数×38※万円)+社会保険料控除等	7,550円
4分の1免除	158万円+(扶養親族等の数×38※万円)+社会保険料控除等	11,330円
学生納付特例	118万円+(扶養親族等の数×38※万円)+社会保険料控除等	0円

※扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは48万円、特定扶養親族であるときは63万円

免除や納付猶予等を受けた期間の取り扱い

	国民年金の 受給資格期間	老齢基礎年金を受けるとき (全額納付した場合の年金額 と比較した場合)	障害・遺族基礎 年金を受けるとき	追納(後から保険料 を納付)するとき
全額免除	算入される	年金額に2分の1が反映	保険料納付済期間 と同じ扱い	10年以内 ※保険料を追納 する場合、承認 を受けた年度の 3日目から当時の 保険料に加算 がつき高くなる
4分の3免除		年金額に8分の5が反映		
半額免除		年金額に4分の3が反映		
4分の1免除		年金額に8分の7が反映		
若年者納付猶予・ 学生納付特例		年金額には反映されない		

※「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」を受けた場合、残りの保険料（納付すべき保険料）を納付しないと未納期間となり、その期間分は追納できません。

※学生の場合は、学生納付特例の規定が優先し、免除申請を受けることはできません。

※申請が遅れても、免除や若年者納付猶予については申請年度の7月まで、学生納付特例については4月までさかのぼって承認されます。ただし、申請日前に生じた事故や病気による障害・死亡については、障害基礎年金や遺族基礎年金

を受け取れなくなる場合がありますので、早めの手続きをお勧めします。

★市民課年金保険係 ☎ 251114、市民福祉課 ☎ 221331（内線333）、熊谷年金事務所 ☎ 048-52215158

7月は「社会を明るくする運動」 強調月間です

★福祉課 ☎ 25 1 1 4 2、市民福祉課 ☎ 22 1 3 3 1（内線 3 1 2）

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

◆行動目標

- ①「犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう」
- ②「犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう」
- ③「これらの点について、地域社会の理解が得られるよう協力しよう」

◆重点事項

- 「立ち直りを支える取組についての理解促進」
- 「犯罪や非行をした人たちの就労支援」



こだま夏まつり会場でのキャンペーンの様子

青少年の非行防止と更生保護に あなたの愛の手とあたたかい心を！

更生保護女性会では、青少年の非行防止と更生保護活動推進のため「社会を明るくする運動」期間中、愛の募金運動を行っています。みなさんのご協力をお願いします。

- ・埼玉県更生保護女性連盟
- ・本庄市更生保護女性会
- ・本庄市児玉町更生保護女性会

キャンペーンを実施します

「社会を明るくする運動」の期間中に、「青少年非行防止運動」と合わせて街頭キャンペーンを次の日程で行います。

日 程	場 所
7月15日(木)	市民プラザ、J R 高崎線本庄駅、ベルク本庄店、本庄 B L A L A、アピタ本庄店
7月18日(日)	こだま夏まつり会場

講演会を開催します

N P O 法人全国就労支援事業者機構事務局長の清水義恵氏を講師に迎え、『生きる力 立ち直る力』と題して講演会を行います。

日時 7月10日(土) 受付 午後1時30分～

会場 セルディ 費用 無料

次代を担う青少年が心身ともに健やかに育つことは、県民すべての願いですが、今日の青少年を取り巻く環境は、必ずしも良いとはいえません。特に、学校が夏休みになる7月から8月は、子どもたちが非行に陥りやすい時期になります。

そこで、県では毎年7月を「青少年の非行問題に取り組む特別強調月間」と定め、市町村をはじめ、関係団体・家庭・学校・地域住民と連携し、青少年の健全育成を図るための運動を展開します。

◆県民としての取組

○家庭の役割

家族の一員としての自覚の育成

○学校の役割

子どもたちと地域の人々とのふれあいの場としての学校の創造

○地域の役割

子育ての経験や知恵を生かした声かけ

○社会全体の役割

子どもを健全に育てる環境づくり

★埼玉県北部地域振興センター
本庄事務所 ☎ 24 1 1 1 0



強調月間ポスター

7月は青少年の非行問題に
取り組む特別強調月間です
地域ぐるみで非行を防止しよう！